

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第114号
事故種類	衝突
発生日時	平成25年8月10日（土） 21時00分ごろ
発生場所	大阪府大阪市此花区淀川の新伝法大橋下流中央部付近 大阪市所在の大仁三等三角点から真方位260° 1,930m付近 （概位 北緯34° 41.3′ 東経135° 26.3′）
事故等調査の経過	平成25年8月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート MARINESUPPORT VI、5トン未満 250-4798大阪、株式会社グランブルー B プレジャーボート ゆうりょうあどべんちゃあ号、5トン未満 250-22405大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 操縦者B、操縦免許なし
死傷者等	A 軽傷 2人（同乗者） B なし
損傷	A 右舷船尾部に凹損及び擦過傷 B 左舷船首部に破口、凹損及び擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、花火大会の見物を終え、法定灯火を表示し、淀川下流に向けて航行していた。 船長Aは、操縦席に腰を掛けて手動操舵を行い、新伝法大橋の中央部を通過し、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進中、平成25年8月10日21時00分ごろA船の右舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、操縦者Bを含め、同乗者11人を乗せ、花火大会の見物を終え、淀川下流に向け、約18knの速力で南西進していた。 船長Bは、操縦経験があった操縦者Bに操縦を任せていたところ、B船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好、気温 32.5℃ 海象：潮汐 高潮時 日没時刻：18時52分ごろ
その他の事項	A船は、同乗者1人が操縦席後方の椅子に、同乗者2人が船尾部右

	<p>舷側の椅子にそれぞれ腰を掛けていた。</p> <p>船長Aは、船首方を同航する多くの船に注意を払っていたので、後方から接近するB船に気付いていなかった。</p> <p>船長Bは、飲酒をしていたので、友人である操縦者Bに操縦を任せっていた。</p> <p>操縦者Bは、船首方の見張りがおろそかになっていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、淀川を南西進中、船長Aが、船首方を同航する船に注意を向けていたことから、後方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、淀川を南西進中、操縦者Bが、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、飲酒をしており、操縦経験があった操縦者Bに操縦を交替したものと考えられるが、操縦者Bは、操縦免許証を受有していなかったことから、船長B（船舶所有者）は、操縦者Bを小型船舶操縦者としてB船に乗船させてはならなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、淀川において、A船及びB船が南西進中、船長Aが船首方を同航する船に注意を向けており、また、操縦者Bが船首方の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くのプレジャーボートが集まる花火大会等では、帰航時に特にふくそうすることから、常に減速して衝突を回避できるような速力で航行すること。</li> <li>・ふくそうする海域では、船間距離を十分に確保するよう、努めること。</li> </ul>